

療養の給付の返納及び申請について

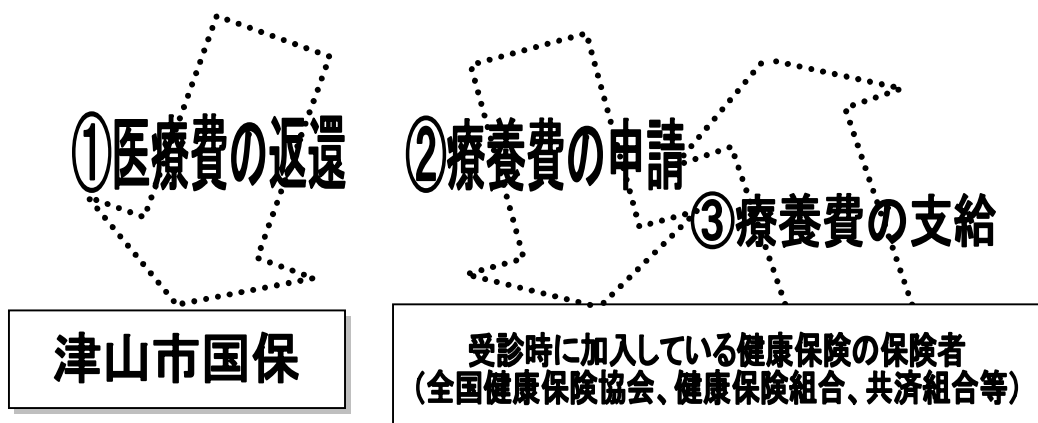
このたび、別添通知文のとおり、津山市国民健康保険の保険証にて受診されました医療費につきましては、津山市国民健康保険の資格喪失後の受診となりますので、医療費のうち津山市国民健康保険が負担した部分について返納していただく必要がございます。

返納を行った後、受診時に加入している健康保険の保険者(注1)に対し、療養費の支給申請を行ってください。

(注1)「受診時に加入している健康保険の保険者」とは、診療を受けた日において加入している、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合、または津山市以外の国民健康保険のことです。

津山市への返還後に、その払い戻しを受ける(“療養費の申請”といいますが)場合は、以下の手続きを行ってください。

【手続きの流れ】



以下の書類を添えて、受診時に加入している健康保険の保険者へご申請ください。

「国民健康保険資格喪失後の受診に係る療養給付費の返納について」(同封の通知文)

返納金領収書(原本)

同封の同意書 (必ずご記入いただき、ご提出ください)